



朝夕めっきり涼しく、虫の声も心なしか細くなりました。また、先日の冷え込みで草木が色づき始めました。一雨毎に秋の深まりを感じます。各校とも秋の行事が目白押しで忙しい毎日でしょう。夏の疲れが出る頃です。健康管理に気をつけましょう。

ご存知ですか 成年後見制度

アルツハイマー病にかかった・・・軽い痴呆の症状が見られる・・・など、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをし、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度を『成年後見制度』といいます。『成年後見制度』には法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。家庭裁判所に申し立てをすることによって初めて利用することができます。

誰でも歳をとれば判断能力や身体能力が衰えてきます。元気なうちに自分を支援してくれる人を決めておくこともできます。公証人が作成する公正証書であらかじめ自分が選んだ人(任意後見人)と、自分の生活、療養看護や財産管理に関して契約しておくというものです。

これが任意後見制度です。

アルツハイマー病にかかった・・・軽い痴呆の症状が見られる・・・など、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家



また、判断能力の低下した高齢者が悪徳商法の被害にあうのを防止したり、身の回りの世話のための介護や施設への入所などの契約を結んだりすることを支援するための制度が法定後見制度です。法定後見の申し立てをすることができるのは、本人・配偶者・四親等以内の親族などです。



任意後見制度では、自分が希望する人を後見人に選ぶことができますが、法定後見人制度では、家庭裁判所が後見人を選任するので自分が希望する人が選任されるとは限りません。

成年後見制度を利用するための申し立ての手続き等について、詳しくお知りになりたい方は、最寄の家庭裁判所にお問合せ下さい。

- 法務省HP から -

お知らせ

長期研修員の方へ

教育研究所の研修員の方で、県総合教育センターなどに出張し、出張旅費を県費(在籍校の旅費システム)で請求する場合は、旅行命令書も作成してください。作成した旅行命令書は在籍校に提出し、在籍校の校長の旅行命令を受けてください。



市教委学校教育室(県教委)からの回答

- H20.7.30 -